

## 1 地域医療構想調整会議の進め方について

### (1) 平成 28・29 年度の地域医療構想調整会議開催状況

平成 28 年度に各構想区域に地域医療構想調整会議（調整会議）を設置して以降、平成 28 年度は各構想区域で 1 回ずつ、29 年度は各構想区域で 2～3 回開催 **資料 1 - 2**

### (2) 平成 30 年度の進め方について

#### ア 「地域医療構想の進め方について」（厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

(ア) 国は、「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日、厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を各都道府県衛生主管部長あて通知し、**地域医療構想調整会議の進め方を提示** **資料 1 - 3**

(イ) 「経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」において、地域医療構想の達成に向けて、「個別の病院名や転換する病床数等の**具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2 年間程度で集中的な検討を促進する**」とされていることを踏まえ、**都道府県において、毎年度この具体的対応方針をとりまとめること**

(ウ) 具体的対応方針には、全ての医療機関の

- ・ 2025 年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ・ 2025 年に持つべき医療機能ごとの病床数を含むものとする

(エ) 具体的対応方針のとりまとめのため、調整会議において個別の医療機関ごとに以下のとおり協議を行うこと

- ・ 公立病院

病院ごとに「**新公立病院改革プラン**」（**改革プラン**）を策定した上で、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、具体的対応方針を協議

- ・ 公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関

**公的医療機関等 2025 プラン**を策定した上で、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、具体的な対応方針を協議

- ・ その他の医療機関

開設者の変更を含め構想区域における**役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、対応方針を協議**

それ以外のすべての医療機関は、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、対応方針を協議

(オ) 公立病院・公的医療機関等については平成 29 年度中、その他の医療機関については平成 30 年度末までに協議を行い、協議が調わない場合は繰り返し協議を行った上で対応方針を決定すること

※ 国の説明会では、少なくとも平成 30 年度中に協議を開始する必要があると説明

(カ) 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関を把握した場合、調整会議に出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。

## イ 本県における調整会議の進め方（案）

（ア） 国の通知を踏まえ、平成 30 年度の本県における調整会議の進め方は、概ね以下に例示するとおりとする。

なお、国の通知では、年 4 回は調整会議を実施することとされている。

### 【平成 30 年度調整会議の進め方（例示）】

回数・時期	テーマ	内容
第 1 回 7 月～	平成 30 年度の会議の進め方 将来の医療需要の動向	○地域医療構想の進め方について（国通知） ○具体的対応方針（様式） ○人口・高齢化率等の見通し ○患者受療行動調査結果
第 2 回 8～9 月	病床機能及び診療実績	○H29 病床機能報告の結果（各病院から） ○実態に基づいた病床機能や診療実績の報告 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者数の推移</li> <li>・病床利用率の推移</li> <li>・平均在院（棟）日数の状況</li> <li>・具体的な医療の内容</li> </ul> </div> ○具体的対応方針（案） ○非稼働病棟の対応方針 ○病床利用率が低い病棟の対応方針
第 3 回（～4 回） 12 月（～3 月）	具体的対応方針とりまとめ ※ 今年度は具体的対応方針の策定を目指す、協議が整わない場合は継続協議	○具体的対応方針の協議 各医療機関の将来（2025 年）の役割及び医療機能ごとの病床数 ○具体的対応方針とりまとめ

（イ） 調整会議の運営方法については、内容によって委員を限定して協議したほうが円滑な運営が可能となる場合も考えられることから、部会を設置して開催するなど各構想区域の実情に応じて柔軟に対応することとする。

（ウ） 医療機関が作成する具体的対応方針（様式）は概ね別添 1 のとおりとし、具体的対応方針をもとに構想区域ごとに総括表（別添 2）を作成することとする。

なお、公的医療機関等 2025 プランを策定した医療機関については、プランをもって具体的対応方針とすることができるものとする。